雪にご用心！「守ろうルールとマナーを」

市民の皆さん1人ひとりがルールやマナーを守り、安全で快適に冬を過ごせるようご協力をお願いします。

「ルール」と「マナー」

◉水量が少ない場合は、投雪を控える
◉流雪溝を詰まらせない
◉下流で水路詰まりが発生している情報を得た際は、投雪を一旦止める
◉除雪の妨げになる路上駐車、駐車場への車両放置は厳禁
◉大雪警報などが発表されたときは、外出を控える
◉水道水での融雪は控える
◉開いた投雪口（グレーチングなど）には必ず赤旗などを立てる
◉屋根雪下ろしでの転落や、除雪機械による事故に注意する

助け合い

皆さんで協力して冬を乗り越えましょう。

◉地域ぐるみで除排雪を行う
◉除雪にかかる助成金や除雪機の貸出があります
◉防火水槽や用水路、ごみステーション付近の除排雪を行う

詳しくはこちら

農業用ハウスの〝倒壊防止〟

降雪前にハウスを点検し、降雪被害の防止に努めてください。

◉ハウスの除雪
◉中柱を立てるなど資材による補強
◉融雪装置の点検

詳しくはこちら

水道管の〝凍結防止〟

冬期間は、水道管が凍結・破損し、漏水する事故が発生しやすくなります。

◉水道メーターの場所を確認・除雪
◉屋外の水道管や蛇口を防寒
◉長期不在の場合は、給水中止の手続きをとるか、水道メーター横にある止水栓を閉める

漏水した場合は？

水道メーター横の止水栓を閉め、早急に指定給水装置工事事業者に修繕を依頼してください。

事業者一覧

各種問合せ先

問道路の除雪
建設課（市民会館２階）　☎88－8107
問除雪作業員の登録・紹介
総務課（市役所２階）　☎88－8125
問屋根雪下ろしの助成金
健康体育課（すこやか内）　☎87－0888
問水道関係
上下水道課（市民会館２階）☎88－8109
問水路・流雪関係
消防署　☎88－0400

幹線道路の除雪状況は「みち情報ネットふくい」で

市では、市道で作業する除雪車にGPS機器を搭載し、除雪作業状況（除雪車の現在位置や走行軌跡の確認）を地図上で把握できる取り組みを始めました。

幹線道路の除雪状況は、『みち情報ネットふくい』で福井県や他市の除雪状況と合わせて一体的に表示され、閲覧できます。

大雪時に、安全に通れる道や迂回路の確認にご活用下さい。

みち情報ネットふくい

問県土木部道路保全課
☎0776-20-0477

雪捨て場は九頭竜川「立石線つきあたり」

屋根や宅地の雪を捨てる場合にご利用ください。

なお、開設は常時ではなく、積雪の状況により実施します。市ホームページでご確認ください。

問建設課
（市民会館２階）
☎88－8107

高齢者の在宅生活を支援します

問健康体育課☎87－0888

屋根雪下ろし費用を助成

屋根雪下ろし費用の一部を助成します。※助成を受けるには事前登録が必要です

■対象　65歳以上の高齢者世帯、母子世帯などで、要援護者として市の名簿（以下、福祉票）に登録され、かつ市が定める対象要件に該当する方
■助成金　1回1万円
※一冬期間2回以内、地区によっては4回
※雪下ろし前後の写真（日付入り）および領収書の添付が必要
■相談先　地区の民生委員

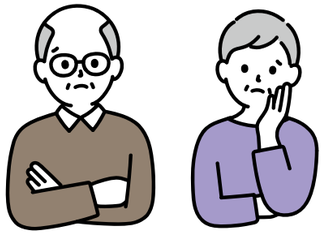

玄関前の除雪を手助け

■対象　65歳以上の高齢者世帯で、福祉票に登録され、要介護認定を受けた方がいる世帯
■費用　1回（1時間）300円
※一冬期間6回以内
■相談先　健康体育課

障害者控除の認定

次の方は、障害者控除の対象となり、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。

■対象　12月31日現在で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方
■障害者控除の区分

要介護度	控除区分
要支援2 要介護1 要介護2	障害者控除
要介護3 要介護4 要介護5	特別障害者控除

タクシー初乗り料金を助成

■対象　65歳以上の要介護2以上の認定を受けた方等で、常時車椅子を使用または寝たきりの方
■費用　リフト付きタクシーなどの初乗り料金。年間36回まで
※車椅子用は上限630円

配食サービスを通した見守り

調理などが困難な方に、健康などを考慮した食事を配達し、安否確認を行います。

■対象　65歳以上の高齢者世帯などで、福祉票に登録されている方
■費用　1食250円
■相談先　地区の民生委員

緊急時に備えてご準備を！

緊急通報システムを設置

病弱なために緊急時の対応が困難な世帯に設置します。

■対象　65歳以上のひとり暮らし世帯などで、福祉票に登録されている方
■費用　無料（ただし、通話料は自己負担）
■相談先　地区の民生委員

救急医療情報キットを配布

自宅での緊急時に救急隊へ医療情報などを知らせるためのキットを配布します。冷蔵庫内のわかりやすい場所に保管しましょう。

■対象　65歳以上の高齢者世帯など（日中のみ高齢者世帯も含む）
■費用　無料
■相談先　地区の民生委員